

令和7年4月

お客様各位

一般財団法人富山県建築住宅センター

完了等検査実施要領の変更についてのお知らせ

平素より、当センターの確認申請等業務にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和7年4月1日付、建築基準法等の法改正に伴い、下記のとおり、建築確認検査業務等の検査実施の要領を、令和7年5月1日より変更いたします。

今後とも適正、迅速な業務運営を図るなど、サービスの充実に努めてまいりますので、引き続き当センターをご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

1 検査予定日の時間連絡についてのお知らせ

★検査実施予定日の前営業日 ⇒ **2営業日前**に電話又はファックスにて

※検査の申請は、検査予定日の4営業日前までに提出（本申請）してください。

※この期限までに申請が無い(または到着しない)場合は、予約が自動的にキャンセルされますので、留意してください。

2 検査実施日の地域割りの導入

★法改正等に伴い、下表のとおり、地域により検査実施の曜日を設定いたします。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

○地域割り

担当事務所	地域		曜日					備考
			月	火	水	木	金	
富山事務所	富山市	－	○	○	○	○	○	
	呉東地域	下新川郡		○		○		
		黒部市		○		○		
		魚津市	○		○		○	
		滑川市	○		○		○	
		中新川郡	○		○		○	
高岡事務所	高岡市	－	○	○	○	○	○	
	呉西地域	射水市	○	○	○	○	○	
		氷見市		○		○		
		小矢部市	○		○		○	
		砺波市	○		○		○	
		南砺市	○		○		○	

3 施行日 **検令和7年5月1日の検査**実施予定より